

法務局

自筆証書遺言

遺言書の保管 (①～③がおすすめ)

- ① 遺言者の住所地を管轄する法務局
- ② 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局
- ③ 遺言者の本籍地を管轄する法務局
- ④ 自宅で保管や弁護士など第三者に預けてもよい

公正証書遺言 (民法 969 条)

- ① 証人 2 人以上の立会い

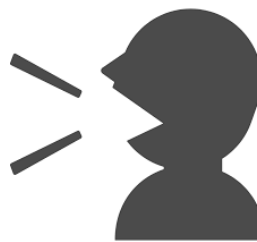


必ず
2人以上
※公証役場が用意してくれる
(有料)



- ② 遺言者が遺言の趣旨を口授すること

・口述が出来れば、字が書けなくても作成できる
・口がきけない場合には、公証人に通訳を介して、又は自書して遺言内容を伝える事が出来る



- ③ 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること
- ④ 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと

